

## 臺中市與愛媛縣 友好交流備忘錄

臺中市與愛媛縣藉由簽署此備忘錄，建立友好的合作關係、深厚兩地情誼及促進國際交流活動。

兩地相互提攜及協助的領域如下，此外具體的交流內容於兩地協議後決定。

- (1) 透過觀光交流，吸引造訪兩地的觀光客。
- (2) 相互協助推動兩地特產行銷
- (3) 推動文化及運動領域交流
- (4) 教育領域交流
- (5) 產業方面的提攜及協助
- (6) 藉由自行車運動帶動相互交流

此備忘錄自簽訂日有效期間為3年。有效日期期滿後若雙方未提出終止，即自動延長。

此備忘錄以中文及日本語製作一式2份、在知事及市長簽署後各執一份。

2017年6月1日

臺中市  
市長 林佳龍

林佳龍

愛媛縣  
知事 中村時廣

中村時廣

## 愛媛県と台中市 友好交流覚書

愛媛県と台中市は、相互に有益なパートナーシップを築き、両地域の友好関係の更なる発展及び国際交流活動の促進に協力して取り組むため、この覚書を締結する。

両者が連携・協力する分野は次のとおりとし、具体的な交流内容は、両者において協議し決定する。

- (1) 観光分野における相互の誘客促進
- (2) 特産品の相互PRの推進
- (3) 文化・スポーツ分野における相互交流
- (4) 教育分野における相互交流
- (5) 産業分野における連携・協力
- (6) サイクリングを通じた相互交流

この覚書は調印当日より効力を生じ、有効期間を3年とする。有効期間満了後は、いずれかが中止を申し出ない限り、自動的に延長する。

この覚書の成立を証するため、本書正本一式2通を日本語と中国語で作成し、県知事と市長が署名の上、各自それぞれ1通を保有するものとする。

2017年6月1日

愛媛県  
知事 中村時広

中村時広

台中市  
市長 林佳龍

林佳龍